

**地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院における
病院情報システム更新支援業務委託企画提案に係る質疑応答**

質 問	回 答
1-1. 公告2Pの4において企画提案書等の提出期限は令和元年5月22日(水)午後5時となっておりますが、企画提案書3Pの6(4)においては令和元年5月22日(水)正午までとなっております。どちらが正かご教授ください。	企画提案書等の提出期限につきましては、令和元年5月22日(水)午後5時までと致します。
1-2. 企画提案説明書3Pの6(3)において提案書類が規定されていますが、その中に「参加申込書(様式第1号)」が含まれていません。提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	「参加申込書(様式第1号)」につきましてもその他の書類のひとつとして正本1部をご提出ください。
1-3. 企画提案説明書4Pの9(3)において、「地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条の各号に該当する場合は、これを免除するものとする」とあります。契約事務取扱規程の開示をお願い致します。	別紙「地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程(抜粋)」をご確認ください。
1-4. 企画提案書作成要領2Pの2(1)において、「企画提案書の様式は、特に指定のないものについては提案書の任意とするが、A4版横(横書き、白黒、長辺綴じ)を基本とすること」とありますが、企画提案書(様式4)はA4版縦となっていることより、企画提案書本文もA4版縦にて作成してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
1-5. 企画提案書作成要領2Pの2(2)において、「先頭に様式4を、最後に様式6、様式7、様式8、様式2-5を使用すること」とありますが、様式6~8ならびに様式2-5が交付されていません。ご指示をお願いします。	様式6~8ならびに様式2-5については不要となります。

地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程（抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第3条 契約責任者（会計規程第45条第2項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）

は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 法人が行う競争入札に参加できる者は、山梨県の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。

3 山梨県において指名停止の措置がなされている者は、特別な事情がある場合を除き、当該指名停止の期間、競争入札に参加させることはできない。

4 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、特別な事情がある場合を除き、その事実があった後2年間競争入札に参加させることはできない。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（一般競争入札）

第4条

2 契約責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。

3 契約責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

4 契約責任者は、前二項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

第16条 第3条及び第4条第2項から第4項までの規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

(契約保証金の免除)

第26条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき
 - 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第二号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき
 - 三 第3条、第4条第2項、同条第3項又は第16条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に法人、国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
 - 四 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の7第2項の規定により、延納を認めた場合において、確実な担保を徴したとき
 - 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき
 - 六 契約金額が50万円以下であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき
 - 七 指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約責任者が必要がないと認められたとき
-